

令和7年6月18日

マイナンバーカードが 図書館利用券として利用できるようになります

春日部市では、7月1日（火）から、マイナンバーカードを図書館の利用券として利用できるサービスを開始します。

市では、国の「市民カード化構想」の一つとして、マイナンバーカードと図書館利用券の連携機能を導入することで、図書館サービスの利便性向上を図ります。連携の手続きをすると、マイナンバーカードだけで図書やDVDなどの貸し出しや予約ができるようになります。

- 連携手続きに必要なもの
 - ・ 春日部市立図書館の利用券
 - ・ マイナンバーカード
 - ・ 利用者証明用パスワード（4桁）
- 手続きできる人
 - ・ 図書館の利用券とマイナンバーカードの本人のみ
 - ・ 市外の人も対象
- 手続き場所
 - ・ 中央図書館、武里図書館、庄和図書館の各窓口

※図書館利用券は引き続き利用できます

問い合わせ先

社会教育部 社会教育課 図書館担当
担当：金子（真） 直通 048-739-6810